

【概略】

薬剤師による疑義照会は、医薬品の適正使用上、薬剤師法に基づく極めて重要な業務であるが、いわゆる形式的な疑義照会も多く、患者・処方医・保険薬局に負担がかかる場合も多い。

そこで静岡てんかん・神経医療センター（以下、当院）では、平成22年4月30日厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ、事前に合意したプロトコールに基づく薬物治療管理の一環として、調剤上の典型的な変更に伴う疑義照会を減らし、患者への薬学的ケアの充実および処方医の負担軽減を図る目的で、「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール」（以下、プロトコール）の運用を開始する。

なお、本プロトコールは合意締結した保険薬局のみ有効である。

【各種問合せ窓口】

受付時間 平日: 9時00分から17時00分

○処方内容等に関する事 → 薬剤部で対応

○保険者番号等に関する事（保険者番号、公費負担など） → 医事課で対応

【処方変更・調剤後の運用方法】

プロトコールに基づいて処方変更・調剤した場合には、「トレーシングレポート」に必要事項を記載し、当院薬剤部宛（054-246-4602）にFAXにて報告する。なお、一般名処方に基づいて調剤した場合、および後発品の変更調剤についてはプロトコールの合意締結の有無に拘らず全て連絡不要とする（お薬手帳等での情報提供を徹底する）。

当院薬剤師がトレーシングレポートに基づいて、オーダー内容を変更する。その後、処方医が代行入力確認通知にて事後承認する。トレーシングレポートは、電子カルテにスキャン取り込みをする。なお、当院非採用の薬品への変更は薬剤部で院外処方マスタを作成し、オーダー内容を変更後トレーシングレポートをスキャンする。

【保険薬局との合意】

- ① 締結を要望する保険薬局が、当院HP上に掲載されているプロトコールの内容を確認する。
 - ② 確認後、「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール合意書」（以下、合意書）をダウンロードし、必要事項（乙の部分）を記載する。
 - ③ 同じものを2部作成（保険薬局保管用と当院保管用）し、返信用封筒とともに当院薬剤部宛に郵送する。
- 静岡てんかん・神経医療センター 薬剤部 : 〒480-8688 静岡県静岡市漆山886
- ④ 当院薬剤部にて必要事項を記入後、1部を保険薬局へ郵送する。
 - ⑤ 当院保管用の1部は薬剤部にて保管する。
 - ⑥ 合意書に記載された運用開始日よりプロトコールの使用が可能となる。
 - ⑦ 双方から解除の申し出がない限り一年毎に自動更新するものとする。

注) プロトコール内容の変更、保険薬局代表者の変更に伴う、新たな合意書の締結は行わない。

【関係資料】

「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」（抜粋） 厚生労働省医政局長通知（医政発 0430 第 1 号、平成 22 年 4 月 30 日）

1) 薬剤師を積極的に活用することが可能な業務

以下に掲げる業務については、現行制度の下において薬剤師が実施することができることから、薬剤師を積極的に活用することが望まれる。

①薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダーについて、医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコールに基づき、専門的知見の活用を通じて、医師等と協働して実施すること。

「薬剤師法」第 23 条第 2 項

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

「薬剤師法」第 24 条

薬剤師は、処方せんに中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。

「保険医療機関及び保険医療養担当規則第 23 条 2 項」

保険医は、その交付した処方せんに関し、保険薬剤師から疑義の照会があった場合には、これに適切に対応しなければならない。

【疑義照会不要項目】

① 成分名が同一の銘柄変更（変更不可の処方を除く）

●後発品 →先発品

※一般名処方の処方箋を保険薬局に持参した患者が長期収載品を希望した場合には、選定療養の対象となること

●先発品間での変更可

例 1: ジャヌビア錠 50mg ⇔ グラクティブ錠 50mg

適応症が異なる場合、適応外使用にならないように留意すること。

必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更すること。

② 剤型の変更（剤形変更不可の処方を除く）

●錠剤・OD 錠・カプセル剤間の変更可能

例 1: リリカカプセル 75mg ⇔ リリカ OD 錠 75mg

例 2: ボナロン錠 35mg ⇔ ボナロン経口ゼリー 35mg

用法・用量が変わらない場合のみ可（デパケン錠 200mg→デパケン R 錠 200mg などは不可）。

安定性、溶解性、体内動態等を考慮して行うこと。

細粒・ドライシロップ・シロップ剤・液剤・軟膏剤・クリーム剤の変更は不可。

適応症が異なる場合、適応外使用にならないように留意すること。

必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更すること。

③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更（含量規格変更不可の処方を除く）

例 1: フェブリク錠 20mg 0.5T ⇔ フェブリク錠 10mg 1T

例 2: アマリール錠 1mg 3T ⇔ アマリール錠 3mg 1T

例 3: バクタミニ配合錠 4T ⇔ バクタ配合錠 1T

必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更すること。

④ アドヒアランス等の理由により半割、粉碎あるいは混合すること、あるいはその逆(規格追加も含む)。

ただし、抗腫瘍剤、催奇形性を有する薬剤を除く

例 1: バクタ配合錠 1錠 → バクタ配合錠 0.5錠×2

例 2: ワーファリン錠 1mg 3.5錠 → ワーファリン錠 1mg 3錠+ワーファリン錠 0.5mg 1錠

安定性データに留意してください。

必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更すること。

⑤ 「患者希望」あるいは「アドヒアランス不良で一包化による向上が見込まれる」の理由により一包化調剤すること（抗腫瘍剤、およびコメントに1包化不可とある場合は除く）

安定性データに留意すること。

必ず患者さんに説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更すること。

⑥ 湿布薬や軟膏での規格変更に関すること

例 1: ヒルドイドクリーム 0.3% 25g/本 2本 → ヒルドイドクリーム 0.3% 50g/本 1本

例 2: インドメタシンパップ 70mg(7枚入り)×5袋 → インドメタシンパップ 70mg(5枚入り)×7袋
(合計処方量が変わらない場合)

⑦ 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の数量変更を含む）、および、Do 処方が行われたために処方日数が必要数に満たないと判断される場合の投与日数の適正化

例 1: マグミット錠 330mg 30日分 → 16日分（残薬が14日分あるため）

例 2: AZ 含嗽用配合細粒 2g/包 30包 → 10包（残薬が20包あるため）

※処方日数および数量をゼロにはしないこと。

トレーシングレポートを用いた当院へ情報提供すること。トレーシングレポートがない場合には、次の診療時に患者に不利益が生じることもあり得るので厳守すること。

⑧ 次回受診日までの日数延長

必ず、ラミクタール錠などの漸増投与、漸減投与を確認した上で、変更すること

⑨ 服用歴のある配合剤を単剤の組み合わせに変更すること、あるいはその逆

例 1: スー ज्याヌ配合錠 1錠 → グラクティブ錠 50mg 1錠 + スーグラ錠 50mg 1錠

⑩ ビスホスホネート製剤等の週1回あるいは月1回製剤や「1日おきに服用」や「月・水・金に服用」等と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化

例 1: アクトネル錠 17.5mg (週1回製剤) 1錠/分 1起床時 14日分 → 2日分

例 2: バクタ配合錠 1錠/分 1朝食後 (月・水・金) 14日分 → 6日分

処方間違いが明確である旨を確認すること

添付文書の範囲内で変更すること。

- ⑪ 外用剤の用法（適用回数、適用部位、適用タイミング等）が口頭で指示されている場合（処方箋上、用法指示が空白あるいは「医師の指示通り」などが選択されている）の用法の追記
必ず患者さんに確認し、説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更すること。
添付文書の範囲内で変更すること。
- ⑫ 内服薬の用法が頓服あるいは回数指定にて処方箋に記載があり、具体的な用法が口頭等で指示されている場合の用法の追加
必ず患者さんに確認し、説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更すること。
添付文書の範囲内で変更すること。
- ⑬ 漢方製剤・ドンペリドン・エロビキシバットなど添付文書において食前投与薬の食後投与への変更
必ず患者さんに確認し、説明（服用方法、価格）後、同意を得て変更すること。
添付文書の範囲内で変更すること。

必ず「トレーシングレポート」等による情報のフィードバックをお願いいたします。

プロトコル内容やトレーシングレポート等の情報は、静岡てんかん・神経医療センター薬剤部ホームページをご覧ください。今後も随時情報公開していきますのでご活用ください。

【院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコルに関する問い合わせ先】

静岡てんかん・神経医療センター 薬剤部

TEL 054-247-9781（代表） 平日 9：00～17：00